様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年　5月 9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）へきかいしんようきんこ  一般事業主の氏名又は名称　碧海信用金庫  （ふりがな）ふかや　まこと  （法人の場合）代表者の氏名　深谷　誠  住所　〒446-8686  愛知県安城市御幸本町15番1号  法人番号　8180305004588  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 「ＤＸ戦略」の改定について 2. ＤＸ戦略 | | 公表日 | 1. 2025年 3月26日 2. 2025年 3月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 碧海信用金庫ホームページにて公表  <https://www.hekishin.jp>   * 2025年のお知らせ一覧 <https://www.hekishin.jp/news/2025.php>  1. ニュースリリース：「ＤＸ戦略」の改定について （1ページ目）   <https://www.hekishin.jp/news/files/20250326_3.pdf>   * DXへの取り組みについて <https://www.hekishin.jp/torikumi/dx.php>  1. 「ＤＸ戦略」（1ページ目） <https://www.hekishin.jp/houshin/files/DX.pdf> | | 記載内容抜粋 | (1)DX-Vision　（①1ページ目、②1,2ページ目）  デジタル技術による社会及び競争環境の変化を踏まえ、ＤＸの推進に向けたビジョンを「DX-Vision」として下記のとおり定め、経営ビジョン及びビジネスモデルの方向性と連携したＤＸ戦略の指針とする。  「DX-Vision」  新しいＦａｃｅ ｔｏ Ｆａｃｅを実現し、より身近な信用金庫へ ～サービスや業務へのデジタルの活用と、組織のＤＸリテラシーの底上げを通じて、非対面・対面サービスの相乗効果を発揮する～  (2)ビジネスモデルの方向性（②1ページ目）  「対面・非対面接点の融合×データ利活用により、お客さまサービスの質・量・提供スピードを向上させる！」「多様化するお客さまニーズへの対応、職員の業務効率化・生産性向上に向けた業務プロセス変革・意識変革・環境構築にチャレンジする！」をDX戦略の方向性としている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②2025年3月25日開催の碧海信用金庫理事会（取締役会に準ずる機関）に以下の議案を付議、上程通り決議し公表。  ・ＤＸ戦略1.1の策定について |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 「ＤＸ戦略」の改定について 2. ＤＸ戦略 | | 公表日 | 1. 2025年 3月26日 2. 2025年 3月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 碧海信用金庫ホームページにて公表  <https://www.hekishin.jp>   * 2025年のお知らせ一覧 <https://www.hekishin.jp/news/2025.php>  1. ニュースリリース：「ＤＸ戦略」の改定について （2ページ目）   <https://www.hekishin.jp/news/files/20250326_3.pdf>   * DXへの取り組みについて <https://www.hekishin.jp/torikumi/dx.php>  1. 「ＤＸ戦略」（3～6ページ目） <https://www.hekishin.jp/houshin/files/DX.pdf> | | 記載内容抜粋 | DX-Visionの実現に向け、３つの基本戦略を策定し、ＩＴガバナンスの発揮と共に取り組んでまいります。   * 戦略Ⅰ．お客さまファーストなサービス展開 * 戦略Ⅱ．業務効率化・生産性向上 * 戦略Ⅲ．人材育成   （①2ページ目、②3～6ページ目）  〈具体的な方策（戦略）〉（②4ページ目）  デジタルサービスの更なる拡大を通じて、利用者と当金庫はより多くのコミュニケーションを図ることができるようになります。そこで取得できたデータを利活用し、より便利なサービスの提供に努めてまいります。  そして、当金庫が取得できるデジタルサービスの利用状況や取引状況等のデータ化・分析を通じ、高度なニーズ把握やターゲティングを実現し、お客さまが真に求めるサービス提供に努めてまいります。  当金庫内部での情報共有を高度化することで、質が高く、スピード感のある提案活動・営業活動の展開を実現し、顧客体験(≒満足度)の向上へ繋げてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②2025年3月25日開催の碧海信用金庫理事会（取締役会に準ずる機関）に以下の議案を付議、上程通り決議し公表。  ・ＤＸ戦略1.1の策定について |  * 1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 碧海信用金庫ホームページにて公表  <https://www.hekishin.jp>   * 2025年のお知らせ一覧 <https://www.hekishin.jp/news/2025.php>  1. ニュースリリース：「ＤＸ戦略」の改定について （2ページ目）   <https://www.hekishin.jp/news/files/20250326_3.pdf>   * DXへの取り組みについて <https://www.hekishin.jp/torikumi/dx.php>  1. 「ＤＸ戦略」（6～7ページ目） <https://www.hekishin.jp/houshin/files/DX.pdf> | | 記載内容抜粋 | 1.体制・組織（①2ページ目、②7ページ目）  2021 年4 月に新設した「デジタル戦略部」、同年11 月に設置した「ＤＸ推進委員会」、2024 年12 月に設置した「サイバーセキュリティ対策委員会」の運営の他、情報システム部門である事務統括部、外部機関と連携し、ＤＸの推進を図る。  2.人材育成・確保（②6ページ目）  金庫全体のリテラシーの底上げ、およびデジタルを活用する文化の醸成に取り組む他、システムインフラを支える人材の育成等に取り組む。  (1)全職員のデジタル人材化   * DX/ITリテラシーの底上げ * 各種デジタルツールの利活用を通じた営業力強化と組織内コミュニケーションの活性化 * 専門人材の営業店派遣による風土醸成   (2)IT/デジタルビジネス人材確保・育成   * 継続的な新卒採用の配置、即戦力となる中途採用者の積極的な採用、本部公募の活性化、人材獲得、確保のためのリソース投下 * 本部関係部署へのトレーニーの実施や外部企業への派遣等により、専門性の高い人材を育成 * IT/デジタルビジネス人材の交流活性化 * 外部リソースの活用   (3)専門人材の組織横断配置   * デジタルビジネス人材の分散配置 * 営業店DX支援人材の配置 * 専門人材活躍のための人事制度・営業戦略の見直しを実施 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 碧海信用金庫ホームページにて公表  <https://www.hekishin.jp>   * DXへの取り組みについて <https://www.hekishin.jp/torikumi/dx.php> 「ＤＸ戦略」（5ページ目） <https://www.hekishin.jp/houshin/files/DX.pdf> | | 記載内容抜粋 | 戦略Ⅱ．業務効率化・生産性向上  適切なシステム投資等により業務効率化を実現し、省力化・省人化による生産性向上および捻出したリソースの活用による営業効率の向上、組織力の強化に取り組む。  〈具体的方策〉   * 対面営業の強みは活かしつつ、スマホ、チャット、電子メール、Web面談ツール、スマート管理Bizを積極的に活用 * CRM等に蓄積された顧客情報や面談履歴の有効活用 * データ分析ツール（KI)の組織横断的な利活用 * 生成AIを活用した情報の取扱方法の高度化 * 各種インターネットサービスの利用によるEX向上 * スマホ、タブレット、パソコン等、デバイスの最適化 * EXを損なわないスペックの確保 * 用途が重複しているシステムを統合しコスト削減 * サブシステム間の情報を連携させることで、システムを利用する職員の作業負荷を軽減 * ペーパレス化の促進、Web完結取引の拡充により、対顧客業務のレス化を推進 * ワークフロー化、自動化等の促進により、金庫内業務のレス化を推進 * 営業店業務のバックオフィス化を促進し、営業店業務を省力化・省人化 * キッティング作業、開発作業をアウトソースし、リソースを管理業務から企画業務へシフト * ワークフローの作成権限拡大 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 「ＤＸ戦略」の改定について 2. ＤＸ戦略 | | 公表日 | 1. 2025年 3月26日 2. 2025年 3月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 碧海信用金庫ホームページにて公表  <https://www.hekishin.jp>   * 2025年のお知らせ一覧 <https://www.hekishin.jp/news/2025.php>  1. ニュースリリース：「ＤＸ戦略」の改定について （2ページ目）   <https://www.hekishin.jp/news/files/20250326_3.pdf>   * DXへの取り組みについて <https://www.hekishin.jp/torikumi/dx.php>  1. 「ＤＸ戦略」（2、4～6ページ目） <https://www.hekishin.jp/houshin/files/DX.pdf> | | 記載内容抜粋 | 基本戦略の進捗を総合的に計るモノサシとして、４つのＫＰＩを設定。（①2ページ目、②2ページ目）   1. デジタルユーザー数 個人向けサービスの「へきしんアプリ」、事業者向けサービスの「スマート管理Biz」におけるアクティブユーザー数および、地域事業者におけるデジタル化支援相談数。  * 戦略Ⅰ「お客様ファーストなサービス展開」において掲げている、デジタル接点の拡大を主に計る指標として設定。（②3ページ目）  1. 対面と非対面の融合による営業活動量 訪問による面談に加え、デジタルツールやデータを活用した有効面談数。    * データに基づく活動を通してUX向上を図る、戦略Ⅰ「お客様ファーストなサービス展開」と、リソースの活用による営業力の強化に取り組む、戦略Ⅱ「業務効率化・生産性向上」の進捗を総合的に計る指標として設定。（②4～5ページ目） 2. 業務効率化・生産性向上 各種デジタルツールの利活用、営業店事務処理削減時間。    * 戦略Ⅱ「業務効率化・生産性向上」において、省力化・省人化による生産性の向上の進捗を計る指標として設定。（②5ページ目） 3. デジタル人材数 所定の条件を満たした職員数。    * 戦略Ⅲ「人材育成」において、金庫全体のリテラシーの底上げ等に取り組む進捗を計る指標として設定。（②6ページ目）   各ＫＰＩの取組状況について、当金庫ホームページ「ＤＸへの取り組みについて」内にて定期的に公表する予定。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | * 1. 2024年 7月17日   2. 2024年11月27日 | | 発信方法 | 碧海信用金庫ホームページにて公表  <https://www.hekishin.jp>   * ディスクロージャー誌（年間） <https://www.hekishin.jp/about/disclosure/nenkan.php>  1. へきしんディスクロージャー2024 ごあいさつ（１ページ目） <https://www.hekishin.jp/about/disclosure/files/dis2024.pdf>  * 取り組み・活動 <https://www.hekishin.jp/torikumi/>  1. ＤＸへの取り組みについて 理事長メッセージ <https://www.hekishin.jp/torikumi/dx.php> | | 発信内容 | 1. 会長・理事長メッセージとして、DX支援に取り組んでいくことを発信。 2. 2024年11月14日に開催した経営報告会において理事長自ら発言したＤＸ戦略の進捗状況を理事長メッセージとして発信。   ～掲載内容～  碧海信用金庫は、2030年度に創立80周年を迎えるにあたり、長期的に目指すべき、ありたい姿を示した「ビジョン2030」を策定し、あわせて、ビジョン2030までの6年間、その前半の3年間を強固な土台をつくる期間と位置づけ、本年度より「第11次中期経営計画」をスタートいたしました。  人手不足や後継者不足、デジタル化対応、脱炭素化への取り組み加速など、社会経済活動の大きな変化により、地域のお客さまを取り巻く環境は厳しさを増すなか、当金庫では、お客さまのデジタル化支援として、4月より、地域事業者のデジタルを活用した業務効率化や経営改善を目的としたコンサルティング支援を開始いたしました。  また、デジタルサービスを通じた利便性向上と、Face to Faceとデジタルの融合による営業活動の実現に向け、「へきしんビジネスポータル～スマート管理Biz～」を利用した信用保証協会へのWEB申込や、「スマート通帳」、「スマート定期預金」など、お客さまの利便性向上と事務効率化にも努めてまいりました。  　長期ビジョン「すまいるプロデュース Only One Bank」を目指し、地域金融機関として、役職員全員力をあわせ、お客さまの課題解決とともにDX推進に対しても積極的に取り組んでまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　3月　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、自己診断結果入力サイトにてDX推進指標の自己診断フォーマット提出済み。  （DX推進ポータル受付番号：202503AH00002587） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年9月　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当金庫へのサイバー攻撃による被害を防止、または影響を最小限に止めるため、サイバーセキュリティの管理態勢を定め、平時から行うべき事項ならびにサイバー攻撃発生時の対応策を定めておくことを目的として、サイバーセキュリティ管理マニュアルを整備している。  情報システム担当部門である事務統括部を主管部門と定め対策を実施するほか、サイバー攻撃によるインシデント対応を目的としたＣＳＩＲＴにおいて部門間連携を行う体制としている。  ＣＳＩＲＴは、平常時からインシデントやセキュリティに関する情報収集、金庫システムセキュリティ対策の検討・策定、インシデント訓練など役職員教育を行い、インシデントに備えている。  2024年12月、ＣＳＩＲＴの上部組織としてサイバーセキュリティ対策委員会を設置し、経営陣が主体的に関与する体制を構築した。  また、定期的なセキュリティ監査・脆弱性診断を実施するほか、情報システム資産のリスク評価を実施するなど態勢強化に努めるとともに実効性を高めている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。